

指標 12.4.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 12.4.2 (a)有害廃棄物の1人当たり発生量、(b)処理された有害廃棄物の割合(それぞれ処理方法別)

ターゲット 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.4.2-2 処理された特別管理産業廃棄物の割合(それぞれ処理手法別)

定義及び根拠

○ 定義

処理された特別管理産業廃棄物の割合(処理手法ごと)。

この指標は、当該年度に処理された特別管理産業廃棄物の総量に対する、再生利用、減量化及び最終処分された量の割合。

○ 概念

「減量化量」とは、焼却、脱水等の中間処理によって減量化された量を指す。

「再生利用量」とは、直接再生利用された量と破碎、選別等の中間処理後に再生利用された量を合わせたものを指す。なお、熱回収は含まない。

「最終処分量」とは、直接最終処分された量と中間処理後に最終処分された量を合わせたものを指す。

○ 根拠及び解釈

我が国における有害廃棄物とは、廃棄物処理法に規定する特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物が該当する。しかし、特別管理一般廃棄物については統計を取っていないもののその量は特別管理産業廃棄物に比して非常に少ないと見込まれること、また、特別管理産業廃棄物については統計を取っていてデータを有することから、特別管理産業廃棄物を指標とする。さらに、特別管理産業廃棄物の処理手法として再生利用、減量化及び最終処分があるため、当該年度に処理された特別管理産業廃棄物の総量に対するこれらの量の割合を示した。

データソース及び収集方法

・環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 産業廃棄物排出・処理状況調査

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

産業廃棄物排出・処理状況調査の中で、全体の処理状況を整理したもののとして、再生利用、減量化、最終処分の割合が算出されており、その値を引用している。

○ コメントと限界

算出値は年度実績のため、当該年4月～当該翌年3月までの値である。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

環境省

関連政策府省

環境省

担当国際機関

国連環境計画（UNEP）及び国連統計部（UNSD）